

H29. 2. 14

平成28年度

山陽小野田市国民保護協議会

平成29年2月14日（火） 15時～

山陽小野田市商工センター3階講堂

会 議 次 第

日 時 平成29年2月14日(火)
15時～

場 所 山陽小野田市商工センター3階講堂

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

○ 審議事項

山陽小野田市国民保護計画の修正について	頁
1 山口県国民保護計画に係る修正	1
2 市の体制及び職員の参集基準に係る修正	3
3 市緊急事態連絡室に係る修正	5
4 市国民保護対策本部に係る修正	6
5 国民保護に関する各措置の担当部・課の明記	7
6 安否情報システムによる報告について	11

4 閉 会

[配布資料]

- ・ 山陽小野田市国民保護協議会出席者名簿 及び 山陽小野田市国民保護協議会座席表
- ・ 平成28年度山陽小野田市国民保護協議会 …本資料
- ・ 山陽小野田市国民保護計画新旧対照表(案) …別添1
- ・ パワーポイント資料 …別添2

[審議事項]山陽小野田市国民保護計画の修正について

1 山口県国民保護計画に係る修正

山口県国民保護計画との整合性を図るため、所要の修正を行う。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）を以下「国民保護法」という。

(1) 国民保護法に及ぼす本市の地域特性

(第1編第4章「市の地理的、社会的特徴」)

国民保護法に及ぼす本市の地域特性として、「本市には、周防灘に面した市南部に中国電力(株)新小野田発電所が存在し、新小野田発電所は火力発電所で石炭により発電し、その発電量は1号機・2号機あわせて100万kWで、山口県内で使用される電力の56%をまかなっている。」など火力発電所について追加。

(2) 警報及び避難の伝達等

(第3編第4章「警報及び避難の指示等」)

国民保護法第47条では、市町村長は、武力攻撃に係る警報の通知を受けたときは、当該計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならないと規定されており、その伝達方法について、自然災害時の避難勧告等の伝達方法と整合性を図るため、下記のとおり修正。

【修正前】

報道機関への依頼、地域防災無線の活用、広報車、有線放送による伝達



【修正後】

Jアラート、報道機関へ依頼、広報車、エリアメール、防災メール、防災ラジオによる伝達

(3) 武力攻撃災害への対処

(第3編第7章「武力攻撃災害への対処」)

国民保護法第113条第2項では、市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずることができると規定されていることから、「市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。」ことを追加。

(4) 国民生活の安定に関する措置

(第3編第10章「国民生活の安定に関する措置」)

国民保護法第134条第1項では、ガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、第135条第1項では、運送業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、第136条では、病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民保護計画により、必要な措置を講じなければならないと規定されていることから、下記の内容を追加。

○ガス事業者（事業者団体）

ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

○運送事業者（事業者団体）

旅客及び貨物の運搬を確保するために必要な措置を講ずる。

○（一社）山口県医師会

医療を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

(第2編第1章「組織・体制の整備等」)

【事態レベルの判断基準】

事態等の認定	事態レベルの判断基準	事態レベル(体制)
武力攻撃事態等の認定がない段階	武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合	I (情報収集体制)
	国による武力攻撃事態等の認定はないが、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要となった場合	II (緊急事態連絡室)
武力攻撃事態等の認定があった段階	国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知がない場合	II (緊急事態連絡室)
	国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合	III (国民保護対策本部)

市は、武力攻撃などの事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制を整備するとともに、その参集基準を定める必要がある。また、その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努めなければならない。そのため、現状の市の機構等を勘案し、事態レベルに応じた市の体制及び職員の参集基準等を下記のとおり修正する。

市の体制及び職員の参集基準等【事態レベルに応じた市の体制、参集職員】

《修正前》

事態レベル	体制	参集職員
I	<u>担当課による</u> 情報収集体制	<u>総務課職員、消防本部員</u>
II	緊急事態連絡室設置	<u>市長、助役、総務部長、その他市長が指名する部局長、消防本部消防長、部局長の判断に基づく部局関係職員、総務課職員</u>
III	国民保護対策本部設置	<u>全ての市職員</u>



《修正後》

事態レベル	体制	参集職員	備考
I	情報収集体制	<u>総務課員他</u>	<u>地域防災計画の第1警備体制に準じる</u>
II	緊急事態連絡室設置	<u>総務部長、各対策部幹事班の課長等</u>	<u>地域防災計画の地震発生時の第3非常体制に準じる</u>
III	国民保護対策本部設置	<u>すべての市職員</u>	<u>地域防災計画の地震発生時の第4非常体制に準じる</u>

《参考》

地震時の職員配備

種別	配備の時期 体制の概要	配備課（部）	職員配備基準
第1警戒体制	山陽小野田市に、震度3の地震が発生した場合 災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 ・ 建設部（農林水産課含む） ・ 水道局 	あらかじめ所属長が指名した職員
第2警戒体制	山陽小野田市に、震度4の地震が発生した場合 1 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する体制 2 事態の推移によっては第3非常体制に切替える体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 ・ 総合政策部 ・ 環境課 ・ 社会福祉課 ・ 農林水産課 ・ 建設部 ・ 山陽総合事務所 ・ 教育委員会事務局 ・ 水道局 	あらかじめ所属長が指名した職員
第3非常体制	山陽小野田市に、震度5弱以上の地震が発生した場合 1 大規模な災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、市の総力を挙げて災害対応に取り組む体制 2 災害状況により市災対本部が設置される体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級以上の全職員 ・ 第2警戒体制の配備課の全職員 ・ 避難所管理責任者 ・ 本庁初動要員
第4非常体制	山陽小野田市に、震度6弱以上の地震が発生した場合 1 災害応急活動に従事する事ができる職員全員による体制 2 市災対本部が設置される体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員による非常体制 	

3 市緊急事態連絡室に係る修正

(第3編第1章「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」)

国における武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合、また、武力攻撃事態等の認定は行われたものの、山口県に対して国民保護対策本部設置について指定の通知がない場合においても、状況に応じて、市民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な体制を確保することが重要となる。

市は、こうした事態において事態レベルⅡの体制を執ることになり、「山陽小野田市緊急事態連絡室」を設置し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう初動体制を確立するとしているが、現状の市の機構等を勘案し、市緊急事態連絡室の体制、参集する職員及び設置場所について詳細を追加。

(1) 市緊急事態連絡室の体制

緊急連絡室長	市長	
緊急連絡副室長	副市長	
参集室員	総務部長	総務課長
	企画課長	教育総務課長
	環境課長	社会教育課長
	農林水産課長	成長戦略副室長
	土木課長	地域活性化室長
	社会福祉課長	消防課主幹
	文化・スポーツ政策室長	

(2) 市緊急事態連絡室の設置場所

原則として市庁舎庁議室とする。

4 市国民保護対策本部に係る修正

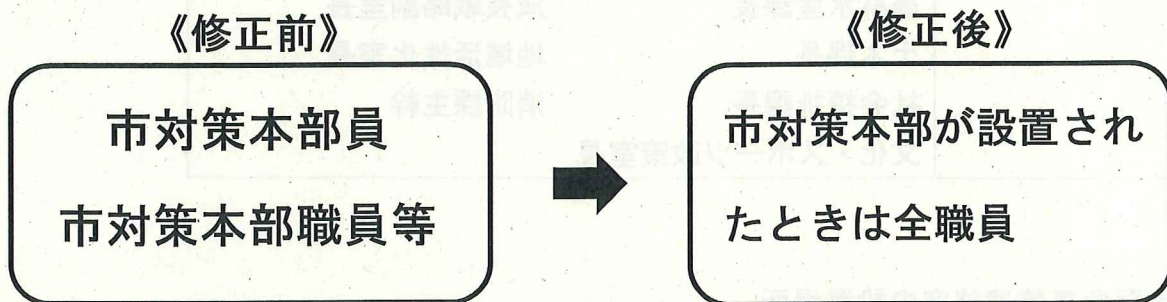
(第3編第1章「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」)

国民保護法第27条第1項では、市町村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた直ちに市国民保護対策本部を設置しなければならないと規定されている。市国民保護対策本部の設置場所については、市地域防災計画の市災害対策本部との整合性を図るため「市庁舎3階大会議室」に修正し、参集職員についても、市国民保護対策本部を設置する事態レベルⅢでは全職員が参集するため、「市対策本部が設置されたときは全職員」に修正する。

(1) 市対策本部の設置場所

《修正前》 市庁舎庁議室 ➡ 《修正後》 市庁舎3階大会議室

(2) 参集職員



[審議事項]山陽小野田市国民保護計画の修正について

5 国民保護に関する各措置の担当部・課の明記

現状の本市国民保護計画は、計画中の多くの国民保護に関する各措置について、担当部・課が明記されておらず、県国民保護計画や県内他市の国民保護計画では明記がされており、本市の国民保護計画の円滑な遂行、また、各部・課の役割を明確にするため、下記の国民保護に関する59の各措置について担当部・課を明記。

【担当部・課を明記した措置】

編	章	項	目	担当部・課
第2編 平素からの備えや 予防	第1章 組織・ 体制の整備	第1 市における組織・ 体制の整備	3 消防機関の体制	消防局・消防課
			4 国民の権利利益の救済 に係る手続き等	総務部
		第2 関係機関との連携 体制の整備	2 県との連携	総務課
	3 近接市町と連携		総務課・消防局	
	4 指定公共機関との連携		総務課	
	5 ボランティア団体等に 対する支援		総務課・市民生活課	
	第3 通信の確保		1 非常通信体制の整備	総務課
	第4 情報収集・提供等の 体制整備	2 非常通信体制の確保	総務課・情報管理課	
		2 警報等の伝達に必要な 準備	総務課	
		3 安否情報の収集、整理 及び提供に必要な準備	総務課・社会福祉課	
		4 被災情報の収集・報告 に必要な準備	総務課・社会福祉課	
	第5 研修及び訓練	1 研修	人事課・総務課	
		2 訓練	総務課	
	第2章 避難及び 救援に関 する平素 からの備 え		1 避難に関する基本的 事項	総務課・関係各課
2 避難実施要領のパター ンの作成			総務課	
3 救援に関する基本的 事項			総務課	

編	章	項	目	担当部・課
			4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	総務課・商工労働課
			5 避難施設の指定への協力	総務課
			6 生活関連等施設の把握等	総務課
	第3章 物資及び資材の備蓄、整備		1 市における備蓄	総務課・社会福祉課
			2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	関係各課
	第4章 国民保護に関する啓発		1 国民保護措置に関する啓発	総務課・消防課・教育委員会
			2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	総務課・消防局
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置		1 市緊急事態連絡室の設置	関係各課
	第2章 市対策本部の設置等		2 通信の確保	総務課・情報管理課
	第3章 関係機関相互の連携		1 国・県の対策本部との連携	総務課
			2 知事指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	総務課
			3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	総務課
			4 他の市の市長等に対する応援の要求・事務の委託	総務課

編	章	項 目		担当部・課
			5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	総務課・人事課
			6 市の行う応援等	総務課・人事課
			7 ボランティア団体等に対する支援等	総務課・市民生活課・社会福祉課
	第4章 警報及び 避難の指 示等	第1 警報の伝達等	2 警報の内容の伝達方法	総務課・企画課・健康福祉部、市民生活課・消防課・教育委員会
		第2 避難住民の誘導等	1 避難の指示の通知・伝達	総務課・企画課・健康福祉部・市民生活課・消防局・教育委員会
			2 避難実施要領の策定	総務課
			3 避難住民の誘導	関係各課
	第5章 救 援		2 関係機関との連携	総務課・社会福祉課・商工労働課
			3 救援の内容	総務課・社会福祉課
	第6章 安否情報 の収集・ 提供		1 安否情報の収集	総務課・社会福祉課・関係各課
			2 県に対する報告	総務課
	第7章 武力攻撃 災害への 対処	第1 武力攻撃災害への 対処	2 武力攻撃災害の兆候の 通報	総務課・消防局
		第2 応急措置等	1 避難の指示	総務課
			2 事前措置	総務課・消防局
			3 警戒区域の設定	総務課・関係各課
			4 応急公用負担等	総務課
			5 消防に関する措置等	総務課・消防局・病院局
		第3 生活関連等施設に おける災害への 対処等	1 生活関連等施設の安全 確保	総務課・関係各課
			2 危険物質等に係る武力 攻撃災害の防止及び防 除	総務課・消防局・ 関係各課
			3 石油コンビナート等に 係る武力攻撃災害の発 生防止	総務課・消防局

編	章	項	目	担当部・課
	第8章 被災情報の 収集及び 報告		被災情報の収集及び報告	総務課・消防局
	第9章 保健衛生 の確保そ の他の 措置		1 保健衛生の確保	健康増進課
			2 廃棄物の処理	環境事業課・環境課
	第10章 国民生活 の安定に 関する 措置		1 生活関連物質等の価格 安定	生活安全課・商工労 働課
			2 避難住民等の生活安定 等	教育委員会・税務課 等
			3 生活基盤等の確保	関係各課
	第11章 特殊標章 等の交付 及び管理		2 特殊標章等の交付及び 管理	総務課
第4編 復旧等	第1章 応急の 復旧		1 基本的考え方	総務課・関係各課
			2 公的施設の応急の復旧	関係各課
第5編 緊急対応 事態への 対応			2 緊急対応事態における 警報の通知及び伝達	総務課・企画課・社会 福祉課・市民生活課・ 消防局・消防課・関係 各課

6 安否情報システムによる報告について

(第2編第1章「組織・体制の整備等」)

(1) 安否情報の収集・整理・報告

国民保護法第94条に規定

市町村長⇒避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を収集、整理し、都道府県知事に対し、適時に当該安否情報を報告する義務を負う。

都道府県知事⇒市町村長より報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集、整理し、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告する義務を負う。

安否情報を保有する関係機関⇒地方公共団体による安否情報の収集に協力するよう努める。

(2) 収集する情報

国民保護法施行令第23条及び第24条に規定

ア 氏名

イ 出生の年月日

ウ 男女の別、

エ 住所

オ 国籍

カ 個人を識別するための情報（アからオのいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

上記の情報に加え、死亡の場合は、死亡の日時等、避難・負傷の場合は、負傷（疾病）の状況、現在の居所（住民票の住所でなく実際の居所）等

(3) 安否情報システムについて

安否情報システムは、国民保護法第32条第2項に規定された「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされたことをうけて、総務省消防庁において、システムの運用を含めた安否情報事務の具体的運用について検討を行い、平成18年度に開発されたものである。

システムを利用することにより、都道府県及び市町村の本庁舎、支所、出張所等から消防庁に設置されたサーバーに直接、情報を入力することができ、安否情報の迅速な収集、整理を行うことが可能もある。全国の関係地方公共団体により消防庁に報告された安否情報は、重複整理が施された後、全国统一の情報として、全都道府県及び市町村に共有される。共有された安否情報は、全地方公共団体において検索することが可能であり、国民からの安否情報の照会に的確に回答することができる。

(4) 安否情報を活用した訓練状況

安否情報システムは、国及び地方公共団体が安否情報の収集・提供事務の処理を効率的に行うために整備されたものである。そのため、安否情報システムに対する理解促進、操作習熟を目的として、全国の全地方公共団体を対象とし、毎年度1回全国一斉訓練を実施している。

【訓練の概要】

市町村の担当者が下記の情報をシステムに入力し、県が集約し、さらに国（消防庁）が集約する。

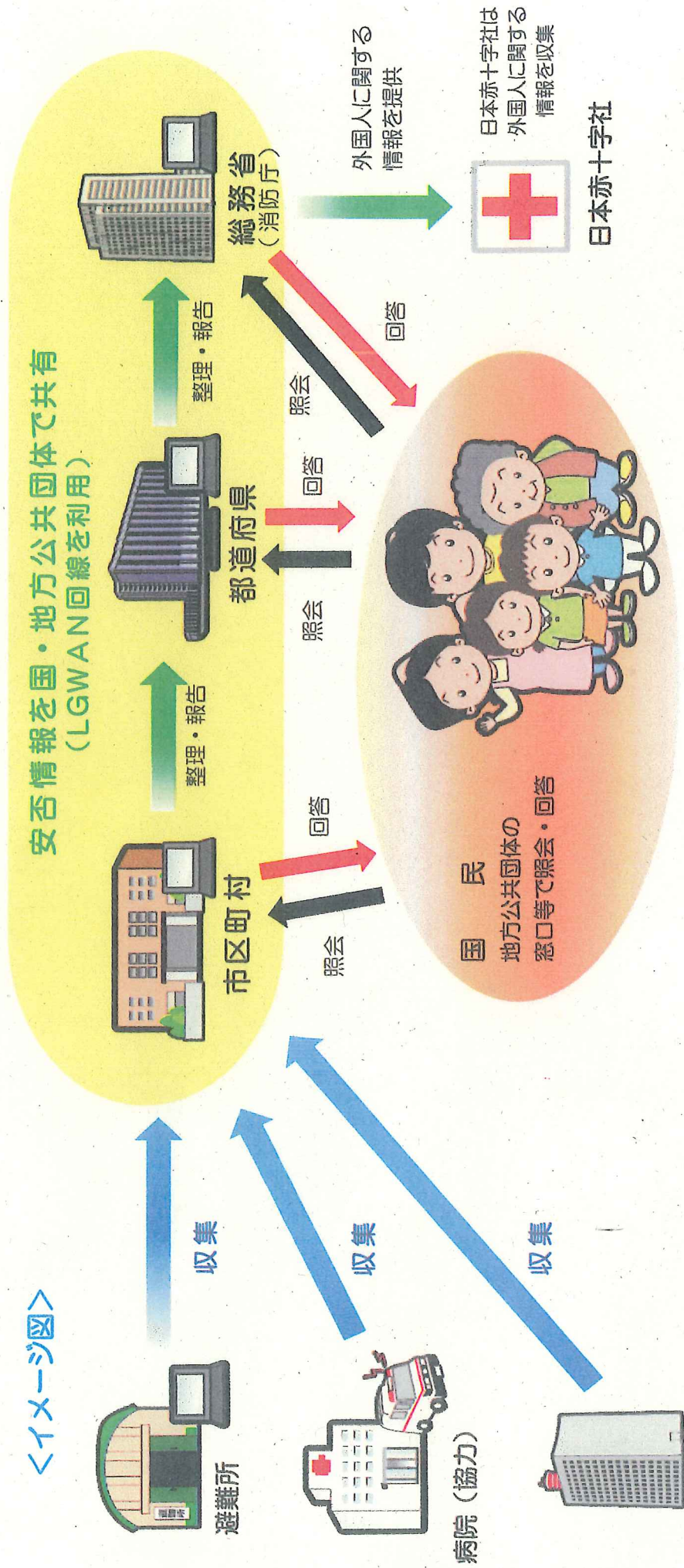
○死亡の場合の入力項目

氏名、出生の年月日、男女の別、住所、死亡の日時等

○避難・負傷の場合の入力項目

氏名、出生の年月日、男女の別、住所、負傷（疾病）の状況、現在の居所（住民票の住所でなく、実際の居所）等

【安否情報システムイメージ図】



<イメージ図>

安否情報とは…